

各医療機関管理者 様

香川県健康福祉部医務国保課長

「医療施設等施設整備費補助金（有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業）」
の意向確認について（照会）

日頃は、当県の医療行政に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、病院・診療所等のスプリンクラー設備の設置基準につきましては、平成 26 年 10 月 16 日に消防法施行令の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 333 号）等により別添のとおり見直しが行われました。

つきましては、予算編成時の参考としたいので、**事業の実施を希望される場合は、別添 1 の調査票を令和 6 年 7 月 26 日（金）までに御提出ください。**

ただし、病院・診療所等のスプリンクラー設備の設置猶予期限が**令和 7 年 6 月まで**となっていることから、今後の標記事業の実施は未定であり、補助金が交付されることを確約するものではありません。

※当該事業に係る今後の照会等につきましては、この調査票の提出があった医療機関のみ対象となりますので、提出漏れのないように十分に御注意ください。

また、**事業実施希望がない場合は、別添 2 の調査票を上記期限までに御提出願います。**

記

【1】補助事業の概要

- ①補助対象施設：診療所、病院、助産所のうち、病床又は入所施設を有している棟
- ②事業内容：(1)スプリンクラー施設整備（パッケージ型自動消火設備及び消防法施行令（昭和36年政令第37号）第32条の規定によりスプリンクラー設備の代替設備として認められた設備を含む）
(2)自動火災報知設備整備
- ③交付対象：平成 26 年 10 月16 日に交付された消防法施行令の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 333 号）等により新たに上記②事業内容に掲げる事業を実施する義務の生じた施設、もしくは設置する義務は生じていないが、防火対策のために自主的に整備を実施する施設が、上記②事業内容に掲げる事業を行うものに対して交付する。

※ 事業の詳細は、別紙「有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業実施要綱」及び「有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業の Q & A」等をご確認ください。なお、「有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業実施要綱」は令和 5 年度版（現時点最新版）であり、最新の基準単価等は国の「医療施設等施設整備費補助金交付要綱」（令和 6 年度案）をご参照ください。当該事業の国の要綱等は、香川県ホームページの「医療機関向け医療情報」に掲載しています。

『有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業について』

⇒ <https://www.pref.kagawa.lg.jp//imu/iryoukikan/sub54-4.html>

【2】補助額等

次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、第3欄に掲げる補助率を乗じる。

1. 基準額	2. 対象経費	3. 補助率
1. 当該施設の対象面積に次に掲げる基準単価を乗じた額とし、消火ポンプユニットを整備する場合は(1)、(2)に限り1施設当たり2,350千円を加算する。 (1) 通常型スプリンクラー 対象面積1 m ² 当たり 基準単価 23 千円 (2) 水道連結型スプリンクラー 対象面積1 m ² 当たり 基準単価 22 千円 (3) パッケージ型自動消火設備 対象面積1 m ² 当たり 基準単価 27 千円 (4) 消防法施行令(昭和36年政令第37号)第32条適用設備 対象面積1 m ² 当たり 基準単価 26 千円	スプリンクラー(パッケージ型自動消火設備を含む)整備のために必要な工事費又は工事請負費	2分の1

※補助メニュー、基準単価等は、令和6年度の国の交付要綱(案)によるものであり、今後国の通知等により変更になることがあります。

※内示後に入札手続きを開始したのち工事着手し、原則、当該年度中に工事が完了するものが補助対象予定です。なお、内示前に入札手続き等を開始したものは補助対象となりませんので御注意ください。

※国の予算状況等により、全ての事業者からの御要望に沿えない場合が想定されますので、御了承ください。

【3】事業実施希望の場合の書類について

① 提出書類

- ・別添1「有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業調査票」
 - ・対象面積が読み取れる整備図面
 - ・工事に係る見積書(工事内訳書含む)(1社でも可)
- ※補助事業の内容ごとに整備図面・見積書(工事内訳書含む)を御提出ください。

県への提出期限：令和6年7月26日(金)

※提出が間に合わない場合は、必ず御一報ください。

② 提出先：下記のとおり

【事業計画書提出先・お問合せ先】
 〒760-8570 高松市番町4-1-10
 香川県健康福祉部医務国保課
 政策医療グループ 石川
 電話：087-832-3256
 F AX：087-806-0248
 mail：gs4186@pref.kagawa.lg.jp